

## ● 風力発電事業における規制改革

## (1) 制度比較

## ○風力発電所に対する環境アセスメント制度の国際比較

| 国名  |                        | 日本   | アメリカ  | イギリス   | ドイツ  | フランス   |
|---|------------------------|--|---|--|--|--|
| 比較の視点   |                        |  |   |  |  |  |
| ○風力発電における環境影響評価について規定した法律はあるか。<br>ある場合はその名称：                            |                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響評価法</li> <li>電気事業法</li> </ul> | Part 1021, National Environmental Policy Act Implementing Procedures (57 FR 15144, Apr. 24, 1992) | <ul style="list-style-type: none"> <li>The Town and Country Planning (Environmental Impact Assessment) (Amendment) (England) Regulations 2015</li> <li>The Electricity Works (Environmental Impact Assessment) (England and Wales) (Amendment) Regulations 2007</li> </ul> | Gesetz über die Umweltverträglichkeitsprüfung (UVPG) 24/2/2010, Title 2, § 3& Annex 1  | Décret no 2011-984 du 23 août 2011 modifiant la nomenclature des installations classées NOR:DEVP1115321D |
| 「風力発電における環境アセスメントの規模要件の見直し」関連<br>○風力発電所に対する環境アセスメントの規模要件はどのように設定されているか。 | スクリーニングにより個別に要否を判断するもの | 7,500kW以上1万kW未満のもの(第2種事業)  | 5万kW以下のものはすべて簡易的なアセスメントを実施し、環境に重大な影響を与えてしまうと判断された場合は、詳細なアセスメントを実施                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>3基*以上又はハブ高さ(地面から風車ロータ中心までの高さ)が15mを超えるものは、地方自治体がスクリーニングにより判断</li> <li>5万kW以上のものは、電気法に基づき貿易産業大臣がスクリーニングにより判断</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>全体の高さ50m以上かつ3*~5基のものは簡易的なスクリーニングにより判断</li> <li>全体の高さ50m以上かつ6~19基のものは一般的なスクリーニングにより判断</li> </ul> | 設定なし   |

|   |  |   |  |  |   |   |
|---|--|---|--|--|---|---|
|   | 実施が必須なもの   | 1万kW以上のもの(第1種事業)  | 5万kWを超えるもの   | 設定なし   | 全体の高さ50m以上かつ20基以上のもの  | すべての風力発電所が対象<br>(ただし①タワーの高さ(ナセルを含まない)が50mを超えるのもの②高さ12m以上50m未満の風車が1基以上含まれかつ総出力が2万kW以上のもの 以外は簡易的なアセスメントを実施) |
| 「風力発電における環境アセスメント手続きの迅速化」関連<br>○風力発電所に対する環境アセスメントはどのような評価項目が選定されているか。 | 一般的な事業に伴う環境影響のおそれがあるとされる項目(参考項目)を示しており、一般的な事業との相違を把握した上で、参考項目を勘案しつつ個別事業ごとにスコopingにより項目を選定する。<br>(発電所省令)<br>参考項目: 大気質、騒音等、水環境、風車の影等、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等 | 個別事業ごとにスコopingにより項目を選定する。<br>(例)<br>大気質、騒音等、水環境、動物、植物、景観、地域活動、廃棄物のほか、土地利用、社会インフラ、文化遺産等の社会環境に関するものを含む<br>(Alta - Oak Creek Mojave Project の事例) | 個別事業ごとにスコopingにより項目を選定する。<br>(例)<br>大気質、騒音等、風車の影等、動物、植物、景観のほか、土地利用、社会インフラ、文化遺産、保健衛生等の社会環境に関するものを含む<br>(Yelvertoft Wind Farm の事例) | ガイドラインにより示された項目を基に、個別事業ごとにスコopingにより項目を選定する。<br>(ガイドライン)<br>大気質、騒音等、水環境、風車の影等、動物、植物、景観、廃棄物のほか、文化遺産、保健衛生等の社会環境に関するものを含む<br>(Environmental and nature-friendly use of wind energy in Germany (onshore) 2005) | ガイドラインにより示された項目を基に、個別事業ごとにスコopingにより項目を選定する。<br>(ガイドライン)<br>騒音等、水環境、風車の影等、動物、植物、景観、地域活動のほか、社会インフラ、文化遺産、保健衛生等の社会環境に関するものを含む<br>(MEEDDM ガイドライン) |   |

※1基当たり1,500kW(日本における2014年度の全国平均規模)とすると3基で4,500kW、4基で6,000kW

## (2) 日本の現行制度の必要性

- ①環境影響評価法は、一定の手続の履行により、事業者において自主的に環境保全上の適正な配慮がなされることを期するものである。法における風力発電所の対象規模は、騒音・低周波音や動植物への環境影響が生じている実態を踏まえ規定したものであり、現在においても、環境影響評価法に基づく大臣意見等でこれらの環境影響への配慮を求めている。環境や地元配慮しつつ風力発電の立地が円滑に進めるためにも、環境アセスメントを通じ環境の保全について適正な配慮がなされることを確保することが必要。
- ②経産省令で示している環境影響評価項目は、事業者が参考とする項目であり、実際の事業の環境影響評価においては、現行制度でも、関係者の意見を踏まえ、方法書の作成において、事業の実態に即した項目を事業者が選定することとしている。

## (3) 制度の廃止・見直しを検討するに当たり留意すべきと考える点

- ①以前は、NEDOが作成したマニュアルによる自主的な環境アセスメントが実施されていたが、住民の意見聴取手続や方法書・評価書案の縦覧を行っていないなどの課題があったため、平成24年10月から法対象となった。なお、規模要件の設定に当たっては、日本風力発電協会等からのヒアリングや環境影響に関するアンケート調査などを行い、中央環境審議会において議論した結果を基に定めている。
- ②現時点で法に基づくすべての環境アセスメント手続を実施した上で運用開始した事例はない。今後、事例が積み上がった段階で、風力発電所の環境影響の実態を把握していくことが必要。
- ③事業者からは、環境アセスメントの手続に長期間を要し負担となっていることが指摘されている。一方で、環境アセスメントの手続を通じ、事業者にとっても、住民等の理解が進み事業が促進される効果が期待される。
- ④平成27年7月に策定されたエネルギーミックスにおいては、2030年時点の風力発電の導入見込み量は182億kWh（設備容量で陸上918万kW、洋上82万kW）。現在、既に導入されている約270万kWに、環境アセスメント中もしくは環境アセスメントが終了した案件（運転開始前）全国約520万kWを合計すると全国で約790万kWとなる（環境アセスメントの手続き等の過程で、事業の規模等については変更の可能性あり）。
- ⑤国においては、平成24年から取り組んでいる環境アセスメントの迅速化を着実に進めるとともに、環境アセスメントのあり方については、環境や地元配慮しつつ風力発電の立地が円滑に進められるよう、環境省・経済産業省両省で必要な対策を検討していくこととしている。

以上